

2 サイクルガソリン機関潤滑油性能分類 (JASO M 345) の規格利用マニュアル

平成 6 年 4 月
(平成 30 年 12 月改正)

JASOエンジン油規格普及促進協議会

注 意 事 項

このJASO2サイクル油規格利用システムにより届出、オンファイルされた2サイクル油の品質・性能・表示については、届出者の自己の判断と責任において分類・保証されているものであり、その責任は届出者（販売者）に帰します。

従って、本システムはJASOエンジン油規格普及促進協議会（旧：JASO2サイクル油規格普及促進協議会）が品質・性能を保証するものではなく、また、責任を負うシステムではありません。

万一、品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決はJASO2サイクル油規格利用者が自ら行なうものであります。

JASO2サイクル油規格の適正な普及を図るため、規格利用者は本マニュアル及び「規格利用ガイドライン」の内容を十分了解した上で、利用していただくよう、お願いいたします。なお、本マニュアルの内容が変更された場合は、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」のWebサイト(<http://www.jalos.or.jp/onfile>)等を通じて通知します。届出前に必ず最新情報をご確認下さいますようお願いいたします。

1. はじめに

本資料は、日本国において2サイクル油に係わる各種業界団体及び学協会等が、JASO2サイクル油規格の内外での適正な普及を図るためにボランティアに設立した「JASOエンジン油規格普及促進協議会」の活動の一環として、(公社)自動車技術会が制定した「2サイクルガソリン機関-潤滑油-性能分類(JASO M 345)」にもとづき、潤滑油販売者がこれに該当する製品を「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に届出、オンファイルするための手続などを解説するものである。

本資料中の「2サイクルエンジン」とは、ガソリンを燃料とする2ストロークサイクル機関を意味し、「2サイクル油」とは2サイクルエンジン用潤滑油を意味する。

本届出、オンファイルシステムは、石油連盟と(一社)日本自動車工業会の合同委員会である「自動車・潤滑油検討会」の諮問により、その下部組織である「エンジン・オイル小委員会」に設置された「2サイクルエンジン油ワーキンググループ」が起案し、上記各会議体の承認を得て制定されたものである。

2. JASO2サイクル油規格利用システムの目的

わが国は世界有数のモーターサイクル、汎用機及び船外機などの2サイクルエンジン生産国であるにもかかわらず、2サイクル油の規格が存在しなかった。

このため、近年の高出力化した2サイクルエンジンに低品質の2サイクル油が使用された場合、問題が発生することがあった。そこで、現時点における2サイクルエンジンの要求性能に合致した2サイクル油の性能分類が、(公社)自動車技術会により制定された。

本システムは2サイクル油の販売者が当該性能分類を活用することにより、2サイクル油の市場における品質の向上をはかることを目的として制定されたものである。これにより、消費者が2サイクル油を購入する際に選択の基準が明確となり、また2サイクルエンジンの耐久性の向上が期待できる。

3. JASO規格(JASO M 345:2003)の概要

3.1 JASO試験法について

2サイクル油に関する四つの重要な品質性能、すなわち潤滑性、清浄性、排気煙、排気系閉塞性を評価するために、(公社)自動車技術会の二輪部会に設けられた2サイクルエンジン油分科会により、表-1に示す4種類の試験法が開発された。

表－1 2サイクル油のJASO試験法

試験法名称	JASO規格番号
2サイクルガソリン機関－潤滑油－潤滑性試験方法	JASO M 340
2サイクルガソリン機関－潤滑油－清浄性試験方法	JASO M 341
2サイクルガソリン機関－潤滑油－排気煙試験方法	JASO M 342
2サイクルガソリン機関－潤滑油－排気系閉塞性試験方法	JASO M 343

3.2 性能分類の基本的考え方

上述した4種類のJASO 2サイクル油試験法の試験結果にもとづき、2サイクル油の性能を、FB、FC、FDの3グレードに分類する。基本性能が高くなるに従ってFB→FC→FDに分類される。FCグレードはFBに比べて排気煙、排気系閉塞性に優れた2サイクル油（いわゆるロースモークタイプ）として位置づけられ、FDグレードは、FCよりもエンジン高温時における清浄性能を向上させたものである。なお、ISOとの整合のためFAグレードは廃止された。

3.3 各性能分類の試験項目と基準指数

JASO試験法による試験項目と性能分類毎の基準指数を表－2に示す。

表－2 JASO試験法と基準指数

試験項目		基準指数			試験方法	
		FB	FC	FD		
潤滑性		95以上	95以上	95以上	JASO M 340	
初期トルク		98以上	98以上	98以上	JASO M 340	
清浄性	60分間評価	基本部分	85以上	95以上	－	JASO M 341
		ピストンスカート部分	－	－	－	60分間試験
	180分間評価	基本部分	－	－	125以上	JASO M 341
		ピストンスカート部分	－	－	95以上	180分間試験
排気煙性能		45以上	85以上	85以上	JASO M 342	
排気系閉塞性		45以上	90以上	90以上	JASO M 343	

上記エンジン試験のほかに、表－3に示す3項目の物理化学的性状の基準が規定されている。

表－3 物理化学的性状の規格

項目	適用する性能分類	規格値		試験方法
動粘度 (100℃) (mm ² /s)	FB, FC, FD	6.5	以上	JIS K 2283
引火点 (℃)	FB, FC, FD	70	以上	JIS K 2265
硫酸灰分 (質量%)	FB, FC	0.25	以下	JIS K 2272
	FD	0.18	以下	JIS K 2272

3.4 JASO試験法および性能分類の制定・改正経緯

日本は世界有数の2サイクルエンジン生産国であるにもかかわらず、2サイクル油に関する国内規格が存在しなかった。このため、近年の高出力化した2サイクルエンジンに必ずしも適合していない2サイクル油もあり、新たな国内規格制定の機運が国内二輪メーカー内に高まり、下記過程を経て規格制定に至り、2000年3月に制定されたISO 6743-15と整合をとるため、2002年度の定期見直しにあわせて改正された。

- ・1987年4月に(社)日本潤滑学会(現:(一社)日本トライボロジー学会)の第2種研究会として「2サイクルエンジン潤滑研究会」が設立され、1989年3月までの2年間にわたり、2サイクル油の規格に関する勉強会が開催された。
- ・1989年4月に(公社)自動車技術会の二輪部会内に規格制定のための準備小委員会が設置され、1990年3月までの1年間をかけて規格化のための概念・方法について議論を重ねた。
- ・1990年4月に(公社)自動車技術会の二輪部会内に「2サイクルエンジン油分科会」が設置され、1993年3月までの3年間にわたり、エンジン試験法の開発と、規格制定作業が行われ、1992年9月には4種類のJASOエンジン試験法(潤滑性、清浄性、排気煙および排気系閉塞性)およびオイルの物理化学的性状規格を完成した。また、1993年3月にはJASO品質分類規格を完成した。
- ・この間、8回の国際会議を開催し、米国ASTM、欧州CEC、タイ国TISIの参加を得て、国外の意見も吸収しつつ、2サイクル油の品質規格の国際規格化への取り進め方についての合意をとりつけてきた。
- ・この規格の世界的展開を目的として、日本からJASO規格のISO規格化を提案し、主に日本(JSAE/PAJ)・米国(ASTM)・欧州(CEC)における規格制定機関の協力によって、さらに長時間の清浄性試験が追加されたISO 6743-15が2000年3月に制定された。これに対応するべく、2003年3月にJASO規格の改正が行われた。

3.5 運用法に関する検討経緯

上述した経緯により制定されたJASO2サイクル油規格の運用については国際的な運用組織が確立されるまでの間、実質的な普及を図ることを目的に、下記の過程を経て暫定的運用組織の設立に至った。

- ・(公社)自動車技術会の要請を受けて、1992年8月より石油連盟のISO石油製品国内委員会内に「2サイクルエンジン油WG」が設置され、JASO2サイクル油規格の運用法とISO化対応のための検討が開始された。
- ・さらに、1993年5月より石油連盟と(一社)日本自動車工業会の合同委員会である「エンジン・オイル小委員会」の下部組織として「2サイクルエンジン油ワーキンググループ」が設置され、JASO2サイクル油規格の運用法については当該ワーキンググループが相当することとなり、検討の結果、前述した「JASOエンジン油規格普及促進協議会」を設置し、JASO2サイクル油規格利用システムの円滑な運用をはかることとなった。

4. 規格利用手続き(届出、オンファイル)

4.1 概要

JASOエンジン油規格普及促進協議会の要請に従い、JASO M 345規格にもとづく2サイクル油の性能分類表示等、規格を利用しようとする潤滑油販売者(JASO2サイクル油規格利用者。以下、届出者と呼称する。)は、製品の銘柄毎に、また処方毎に後述する方法で規格利用の手続きを行う。

4.2 手続きフロー

届出、オンファイル手続きの概要フローを図-1に示す。

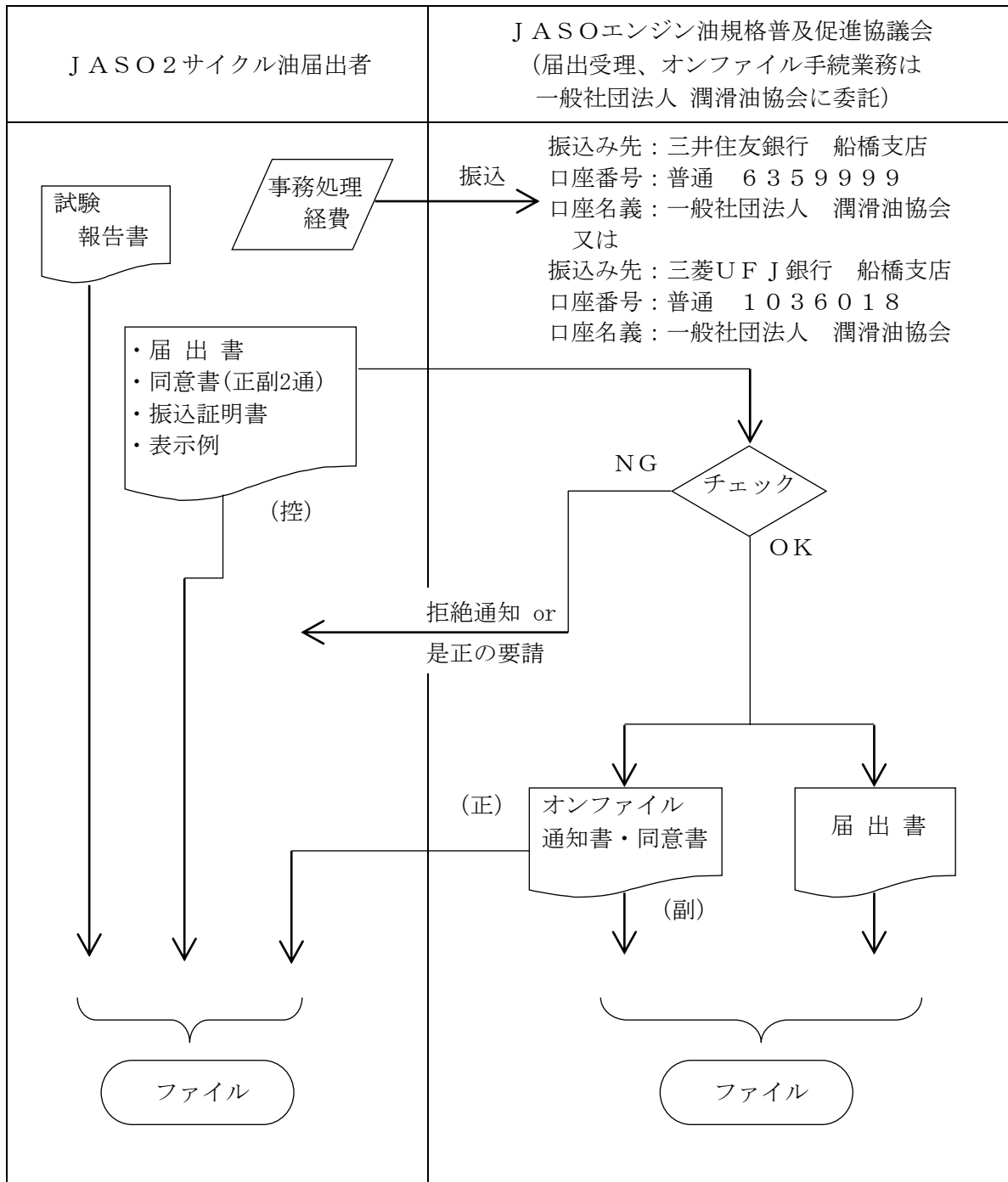


図-1 届出、オンファイル手続のフロー

4.3 届出、オンファイル

JASO 2 サイクル油届出者は、届出書 (Appendix 1 参照) 及び、通知書・同意書の正副 2 通 (Appendix 2 参照) の B 表に必要な事項を記入し、「JASO エンジン油規格普及促進協議会」へ郵送にて送付する。なお、届出受理、オンファイルに関する事務処理業務は(一社)潤滑油協会に委託するので、送付先は下記のとおりとなる。

〔送付先〕 〒273-0015

千葉県船橋市日の出2-16-1

(一社)潤滑油協会 事業部気付け

JASO エンジン油規格普及促進協議会

届出者は届出 1 件毎に 40,000 円 (消費税込み) の事務処理経費を Appendix 1 に示す指定口座に振込みの上、その振込み証明書を届出書に添えて、JASO エンジン油規格普及促進協議会へ届出をする。また、届出の際に、規格利用者は当該 2 サイクル油の製品容器等への性能分類表示の代表例と製品ラベル全体の代表例 (デザインでも可) を JASO エンジン油規格普及促進協議会へ提出する。

なお、届出書及び事務処理経費は返却しない。また、事務処理経費が変更された場合は、JASO エンジン油規格普及促進協議会は関連団体を通じて通知する。

4.4 試験データの保管と提出

届出書の元となるエンジン試験報告書は、JASO 規格に定められた書式を用い、届出者が責任を持って保管する。保管期間は届出者が当該製品のオンファイルを取り消すまでとする。

なお、「JASO エンジン油規格普及促進協議会」からエンジン試験報告書の提出要請を受けた場合、届出者は速やかにこれを提出しなければならない。

4.5 書式のチェック

JASO エンジン油規格普及促進協議会は受信した届出書につき、①必要項目が漏れなく記入されているか、②赤外吸収スペクトルが所定の様式で添付されているかをチェックし、③物理化学性状のうち規格値が定められている 3 項目につき、規格値との照合及び、④ JASO エンジン試験結果と品質分類の基準指数との照合を行なう。

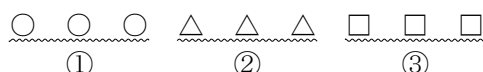
また、性能分類等の表示書式に不備な点や、製品ラベル等に誤解を招く恐れのある表現が用いられていないかをチェックする。

上記項目のうち一つでも不備な項目があれば、JASO エンジン油規格普及促進協議会は届出者に理由を付してオンファイルの拒絶を通知するか、是正を要請する。

全ての書式が満足されている場合、JASO エンジン油規格普及促進協議会は届出者にオンファイル通知書を発送し、その控えを届出書とともにファイルする。

4.6 オイルコードについて

オイルコードは届出者が決定し、JASOエンジン油規格普及促進協議会がこれを記録する。オイルコードは以下の基準にもとづいて設定すること。



①国番号（数字3桁）

届出者が所在する国、又は2サイクル油を製造する国の国際電話番号（例、日本：081，米国：001，英国：044……）。

②販売者コード（英大文字3桁）

届出者が希望するアルファベット3文字（例、ホンダ：HMC、JXTGエネルギー：JXE…）。一つの届出者につき一つの販売者コードを基本とするが、複数の販売者コードを使用することも可能である。但し、一つの届出者が複数の販売者コードを使用できるのは、合併、ブランド継承などにより、すでに登録されている番号を引き継ぐ場合で、且つJASO普及促進協議会が認めた場合に限る。なお、他のJASOエンジン油（4サイクル油など）で既に販売者コードを届け出ている場合は、特別の理由が無い限り同一のコードを使用する。

届出者が希望する販売者コードが、他の届出者によりすでに使用されている場合は、重複を避けるためJASOエンジン油規格普及促進協議会よりコードの変更を要請する場合がある。

③管理番号（数字3桁）

届出者が自由に設定する自主管理番号。ただし、一つの届出者が異なる製品または試作品に同一の販売者コードで同一の管理番号を設定することはできない。

なお、参考のためにオイルコードの設定例をAppendix 3に示す。

4.7 オンファイル情報の公開について

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は、2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類(JASO M345:2003)の普及および2サイクルエンジン油ユーザーへの啓発、認知度向上を図るため、本2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類に基づいてオンファイルされた製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類を、インターネット、新聞、雑誌、印刷物等のメディアにおいて公開する。

なお、届出者は公開された情報に誤りのある場合は文書により速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に訂正の連絡をするものとする。

オンファイル通知書により確認された公開情報により発生した届出者の損失や被害等のいかなる損害に対しても「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は一切の責任を負わない。

4.8 品質責任等について

本システムによりオンファイルされた2サイクル油の品質・性能については、届出者の自己責任により分類・保証されているものであり、その責任は届出者（販売者）に帰する。

本システムは、JASOエンジン油規格普及促進協議会が品質・性能を保証するものではなく、JASOエンジン油規格普及促進協議会はこれを使用することによる損失や被害に対するいかなる責任も負わない。

万一、品質・性能等にかかわる問題が発生した場合、その解決は届出者が自ら行なうものである。

又、このシステムが当該国（地方自治体を含む）の法規制と矛盾する場合は、法規制が本システムに優先するものである。従って、法規制に不適合であるにも係わらず本システムを使用したことによる損失や被害に対して、JASOエンジン油規格普及促進協議会はいかなる責任も負わない。

4.9 秘密保持について

JASOエンジン油規格普及促進協議会は、「4.7 オンファイル情報の公開について」に記載された内容を除き、オンファイルされた届出書並びにオンファイル関連情報を届出元の書面による承諾なしに第三者へ開示しない。ただし、法的措置により公的機関からその開示を求められた場合はこの限りではない。なお、届出及びオンファイルの内容が、万一第三者に漏洩した場合であっても、その漏洩に伴ういかなる損害についてもJASOエンジン油規格普及促進協議会は賠償の責を負わない。

市場トラブル等の発生により、トラブルの当事者から書面による照会を受けた場合、JASOエンジン油規格普及促進協議会は当該オイルコードの2サイクル油がオンファイルされているか否か、及び該当する販売者の名称を照会元に返答することができる。また、照会元が届出者への連絡を希望した場合、JASOエンジン油規格普及促進協議会は届出元へその旨連絡し、届出元に対応を委ねることとし、それ以上の処置は行わない。

4.10 ファイルの変更

届出者は、製品名が同一であってもオンファイルされた2サイクル油の処方を変更する場合は、新たに届出をしないといけない。この場合、オイルコードのうち管理番号は更新しなければならない。

ただし、処方変更の内容がAppendix 4に示すリードアクロスの許容範囲内であれば、オイルコードを変更する必要はない。

また次に該当する場合、届出者は「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にあらかじめ届出なければならない。この場合、4.3項の規定により届出経費を支払い、オイルコードを更新する。

- ① 販売者コードの変更
- ② 販売者コードの変更を伴う届出者の社名変更
- ③ 製品名の変更
- ④ 性能分類表示書式の変更

次に該当する場合、届出者は「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に速やかに変更内容を通知しなければならない。ただし、下記①については、4.3項の規定による届出経費およびオイルコード更新は不要である。②については、オイルコード更新は不要であるが、事務処理費用として4.3項の規定による届出経費を支払う。

- ①届出者の連絡先（住所、電話、等）の変更
- ②届出者の社名の変更（合併、ブランド継承などにより、販売者コードを更新しない場合に限る。この場合、Appendix 7の書式及びオリジナルのオンファイル届出書、新社名での種類表示書式を提出する。）

処方等の変更内容とファイル変更の要否についてはAppendix 3を参照のこと。

4.11 届出者の留意事項

本システムに基づき、オイルコード及び性能分類を製品容器に表示する場合、届出者は以下の諸点に留意のこと。

- ① 販売される製品の品質・性能・表示が、届出書に記載された品質・性能と同一であること。
- ② 製品の品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決および補償に関しては届出者の責任で対処し、対応に必要とされる費用も届出者が支払う。

③ オンファイルした2サイクル油の品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証するものであることを、届出者の販売チャンネルを通じて、一般消費者に広報・啓発すること。

④ 届出者はオンファイルした2サイクル油の販売を中止した場合は、速やかにJASOエンジン油規格普及促進協議会へオンファイルの取り消しを届け出る。

5. 表示

オンファイル通知書を受理した届出者が、オイルコード及び性能分類を製品の容器に表示する場合は、届出者の責任において分類・表示するものであることを明記し、Appendix 5に例示する書式を用いること。

この表示を行う届出者は、JASOエンジン油規格普及促進協議会が当該2サイクル油の品質・性能を認定したとの誤解を招く表現を宣伝等に使ってはならない。

なお、4.3項で述べたように、規格利用者は、表示代表例と商品ラベル全体の代表例（デザインでも可）をJASOエンジン油規格普及促進協議会に郵送で提出する。

6. 市場調査

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は、消費者およびオンファイル届出者の正当な利益を保護することを目的として、2サイクル油の市場調査を行ない、2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類（JASO M 345 2003）が市場で適切に運用されていることを確認することがある。このために、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は「JASO M 345適合品」と表示されているオイルを市場より任意に抽出し、2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類（JASO M 345 2003）に規定されている性能表示書式および品質・性能項目について調査を行ない、オンファイル届出書と照合することができる。その調査結果が明らかにオンファイル届出書と異なる場合、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」はオンファイル届出者に、書面によってその理由を問い合わせ、あるいは改善を求めることがある。

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は市場調査の結果を、届出者名および油名が特定できない様式で公開することがある。

7. モーターサイクル等の販売者等の規格利用

モーターサイクル等の販売者等は、自己の判断と責任において、JASO M 345規格の性能分類を用いて、ユーザーが使用すべき2サイクル油の推奨をオーナーズマニュアル等で行うことにより、JASO M 345規格を利用することができる。

この推奨を行う規格利用者は、推奨において、JASOエンジン油規格普及促進協議会が2サイクル油の品質・性能を認証するとの誤解を招く表現（例えば「協議会が認定した2サイクル油」等）を用いてはならない。

なお、この推奨を行う規格利用者は、当該オーナーズマニュアル代表例をJASOエンジン油規格普及促進協議会に提出する。

8. 問合せ先

本システムに係わる諸事項に関する問合せ先を以下に示す。

8.1 届出書等の送付先および届出様式の入手

JASOエンジン油規格普及促進協議会

住所：〒273-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1

(一社) 潤滑油協会 事業部気付け

Tel : 047-433-5181

Fax : 047-431-9579

URL : <http://www.jalos.or.jp/onfile>

8.2 試験法（JASO規格）の入手

(公社) 自動車技術会 技術交流、出版・販売部門

住所：〒102 東京都千代田区五番町10-2
(五番町センタービル5階)
Tel：03-3262-8215 (直通) Fax：03-3261-2204
URL：http://www.jsae.or.jp/
e-mail：book@jsae.or.jp

8.3 JATRE-1およびJATRE-3の入手

(一社) 潤滑油協会 技術センター

住所：〒273-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1
Tel：047-433-5181 Fax：047-431-9579
URL：http://www.jalos.or.jp/

8.4 試験エンジン、パーツの入手

① スズキSX800Rのエンジン及びパーツ (排気煙、排気系閉塞性試験用)

- ・国内：スズキ(株)の販売店等
- ・海外：(株)山善

担当者：石井勉(アメリカ市場担当)、青野勇(アジア市場担当)
住所：〒550-8660 大阪市西区立売堀3-2-5
アメリカ市場担当：
Tel：81-6-6534-3211, Fax：81-6-6535-1991
アジア市場担当：
Tel：81-6-6534-3268, Fax：81-6-6535-1938

② ホンダAF27の完成車、エンジン及びパーツ (潤滑性、清浄性試験用)

- ・国内：ホンダの販売店
- ・海外：Southwest Research Institute (SwRI)

担当者：Mr. Walter P. Groff
Assistant Vice-President
Gasoline and Diesel Engine Lubricants Department
Automotive Products and Emissions Research Division
住所：6220 Culebra Road, P. O. Drawer 28510
San Antonio, Texas 78228-0510, U.S.A.
Tel：1-210-522-2823 Fax：1-210-522-7623

8.5 各性能試験が受託可能な試験機関

届出時に必要となる性状・性能データ(物理化学的性状およびJASOエンジン試験結果)は、規格に定める各試験法に準拠して実施すれば試験機関は問わないが、試験設備を有しない届出希望者のために、参考として、有償で各性能試験が受託可能な試験機関のリストをAppendix 6に示す。試験受託費用、納期等については個別に各機関に問合せのこと。

なお、各試験機関が所有する試験設備の仕様・性能や、試験結果に対してJASOエンジン油規格普及促進協議会がこれを保証するものではない。

以上

Appendix 1

2 サイクルガソリン機関潤滑油性能分類 (JASO M 345) 届出書

届 出 年 月 日	年 月 日	
届出者 (社) 社印	連絡先	
	氏 名	
(公開用英語名)	所 属	
	住 所	
届出責任者		
氏 名	Te l	
所属・役職	F a x	

届 出 オ イ ル	
社内呼称又は番号	
商 品 名	
(公開用英語名)	
性 能 分 類	F B F C F D
オイルコード	

1. 物理化学性状

項 目	試 験 法	測 定 値	規 格 値
密 度 (15℃) , g/cm ³	JIS K 2249-1 JIS K 2249-2		報 告
引 火 点 , °C	JIS K 2265-3 JIS K 2265-4		70以上
動粘度 (40℃) , mm ² /s	JIS K 2283		報 告
動粘度 (100℃) , mm ² /s	JIS K 2283		6.5以上
粘 度 指 数	JIS K 2283		報 告
残 留 炭 素 分 , 質 量 %	JIS K 2270-1 JIS K 2270-2		報 告
硫 酸 灰 分 (FB, FC), 質 量 %	JIS K 2272		0.25以下
” (FD) , 質 量 %	JIS K 2272		0.18以下
酸 価 , mgKOH/g	JIS K 2501		報 告
塩基価 (過塩素酸法) , mgKOH/g	JIS K 2501		報 告
流 動 点 , °C	JIS K 2269		報 告
色	目 視		報 告
元素分析値 , 質 量 %	C a	JPI-5S-38	報 告
	B a	JPI-5S-38	報 告
	M g	JPI-5S-38	報 告
	Z n	JPI-5S-38	報 告
	B	JPI-5S-38	報 告
	P	JPI-5S-38	報 告
	N	JIS K 2609	報 告
	S	JIS K 2541-7 IPI-5S-38	報 告
	その他の元素(注) []		報 告
” []		報 告	
赤外線吸収スペクトル (0.1mm固定セルを使用)		I Rチャート A4サイズを添付	—

(注) : その他の元素とは100ppm以上を含む元素。ただし、C、H、Oを除く。

2. JASOエンジン試験結果

評価試験項目		試験法	試験結果 (性能指数)	基準指数		
				FB	FC	FD
潤滑性		JASO M 340		95以上	95以上	95以上
初期トルク		JASO M 340		98以上	98以上	98以上
清浄性	60分間 評価	基本部分	JASO M 341	85以上	95以上	—
		ピストンスカート部分	60分間試験	—	—	—
	180分間 評価	基本部分	JASO M 341	—	—	125以上
		ピストンスカート部分	180分間試験	—	—	95以上
排気煙		JASO M 342		45以上	85以上	85以上
排気系閉塞性		JASO M 343		45以上	90以上	90以上

この届出書に記載した試験結果は、当該2サイクル油の正しい代表値を示すものであり、市販される製品を代表するものであることを保証するものです。

本試験結果は、規格に定められた書式を用い、自社で責任を持って保管します。

容器等への品質・性能表示の代表例と商品ラベル全体の代表例を、別添にて提出します。

注(1) 本届出書の記載にあたっては「規格利用マニュアル」を参考に記入して下さい。

注(2) 本届出書に記載されている試験法のうち年号表示のないものは、届出時点で最新のものを使用して下さい。

注(3) 届出に先立って、届出1件ごとに事務処理経費40,000円を下記の銀行口座にお振込みいただき、その振込み証明書を添付してお申込み下さい。

振込み先：三井住友銀行 船橋支店

三菱UFJ銀行 船橋支店

口座番号：普通 6359999

又は 普通 1036018

口座名義：一般社団法人 潤滑油協会

一般社団法人 潤滑油協会

注(4) 虚偽の申告を行い、表示・販売が行われた場合、不当景品類及び不当表示防止法（4条第1項1号）又は、不正競争防止法（2条第1項13号）により罰せられる場合があります。

JASOエンジン油規格普及促進協議会記入欄	
受付責任者：	⑩
受付年月日：	年 月 日
受付番号：	
備考：	

Appendix 2

(正)

2 サイクルガソリン機関潤滑油性能分類 (JASO M 345) オンファイル通知書

A 表

殿

年 月 日

J A S O エンジン油
規格普及促進協議会 ㊤

貴社より届出のあった下記受付番号の2サイクル油につきオイルコードと性能分類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受付番号 : _____
貴社呼称、番号 : _____
商品名 : _____
(公開用英語名)
オイルコード : _____
性能分類 : _____

(正)

2 サイクルガソリン機関潤滑油性能分類 (JASO M 345) オンファイル同意書

B 表

J A S O エンジン油規格普及促進協議会 殿

私は、オンファイルされた2サイクル油を販売するに当たり、以下の項目に同意いたします。

1. 当該2サイクル油の品質・性能・表示は届出者の自己責任により、分類・保証する。
2. 当該2サイクル油の使用により発生した市場トラブル等については、自社の責任でこれを解決するものとし、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」には一切の責任が無いことを認める。
3. 届出書に記載した品質・性能データ及び表示例は実際に販売される2サイクル油を代表するものであることを宣誓する。
4. 届出した2サイクル油の品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証することを届出者の販売チャネルを通じて、一般消費者に広報啓発する。
5. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が2サイクル油の性能を認証したとの誤解を招く表現を宣伝等に使用しない。
6. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」からエンジン試験報告書の提出要請があった場合は、速やかにこれを提出する。
7. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が、本通知書に記載されている製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類をインターネット、新聞、雑誌、印刷物等のメディアにおいて公開することを認める。また、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が市場調査を行った場合、その結果を、届出者および油名が特定できない様式で公開することを認める。
8. 当該2サイクル油の販売を中止した場合は、速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にオンファイルの取消しを届出る。
9. 上記以外の項目についても、「規格利用マニュアル」及び「規格利用ガイドライン」に記載された全ての内容を了解し、同意する。

届出年月日 : _____ 年 月 日

届出者(社) : _____ 社印
(公開用英語名)

届出責任者名 : _____ ㊤
所属・役職 : _____

署名 : _____

(副)

2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類(JASO M 345)オンファイル通知書

A 表

殿

年 月 日

J A S O エ ン ジ ン 油
規格普及促進協議会 ㊞

貴社より届出のあった下記受付番号の2サイクル油につきオイルコードと性能分類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受 付 番 号 : _____
貴社呼称、番号 : _____
商 品 名 : _____
(公開用英語名) _____
オイルコード : _____
性 能 分 類 : _____

(副)

2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類(JASO M 345)オンファイル同意書

B 表

J A S O エ ン ジ ン 油 規 格 普 及 促 進 協 議 会 殿

私は、オンファイルされた2サイクル油を販売するに当たり、以下の項目に同意いたします。

1. 当該2サイクル油の品質・性能・表示は届出者の自己責任により、分類・保証する。
2. 当該2サイクル油の使用により発生した市場トラブル等については、自社の責任でこれを解決するものとし、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」には一切の責任が無いことを認める。
3. 届出書に記載した品質・性能データ及び表示例は実際に販売される2サイクル油を代表するものであることを宣誓する。
4. 届出した2サイクル油の品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証することを届出者の販売チャネルを通じて、一般消費者に広報啓発する。
5. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が2サイクル油の性能を認証したとの誤解を招く表現を宣伝等に使用しない。
6. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」からエンジン試験報告書の提出要請があった場合は、速やかにこれを提出する。
7. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が、本通知書に記載されている製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類をインターネット、新聞、雑誌、印刷物等のメディアにおいて公開することを認める。また、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が市場調査を行った場合、その結果を、届出者および油名が特定できない様式で公開することを認める。
8. 当該2サイクル油の販売を中止した場合は、速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にオンファイルの取消しを届出る。
9. 上記以外の項目についても、「規格利用マニュアル」及び「規格利用ガイドライン」に記載された全ての内容を了解し、同意する。

届 出 年 月 日 : _____ 年 月 日

届 出 者 (社) : _____ 社印

(公開用英語名)

届 出 責 任 者 名 : _____ ㊞

所 属 ・ 役 職 : _____

署 名 : _____

A p p e n d i x 3

オイルコードの設定例及び処方変更時の届出・試験の要否

オイルコードの設定方法は「規格利用マニュアル」本文中の4. 6項に示すが、参考のために具体的な設定例を下表に示す（ケース1を基準とした設定例）。

ケース	販売地	製品名	販売者(届出者)			製造者		処 方			オイルコード例	再届出 要否	JASO試 験要否
			社名	コード	国	社名	国	名称	番号	変更点			
1	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	081ABC001	要	要
2	日本	イ	A	ABC	日本	B	日本	a	001	なし	081ABC001	不要	不要
3	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a'	002	リド [®] アクロス内	081ABC001	不要	推奨
4	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a''	003	リド [®] アクロス外	081ABC002	要	要
5	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a'''	004	加 [®] 剤のみ変更	081ABC003	要	不要
6	日本	ロ	A	ABC	日本	A	日本	a'''	004	加 [®] 剤のみ変更	081ABC004	要	不要
7	日本	ロ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	なし	081ABC005	要	不要
8	日本	ハ	A	ABC	日本	A	日本	b	005	—	081ABC006	要	要
9	米国	イ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	081ABC001	不要	不要
10	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	a	001	なし	081ABC001	不要	不要
11	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	a'	002	リド [®] アクロス内	081ABC001	不要	推奨
12	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	a''	003	リド [®] アクロス外	081ABC002	要	要
13	米国	イ	A	ABC	日本	E	英国	a	001	なし	081ABC001	不要	不要
14	米国	ニ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	081ABC007	要	不要
15	米国	イ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	001DEF001	要	不要
16	米国	ホ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	001DEF002	要	不要
17	米国	イ	D	DEF	米国	E	英国	a	001	なし	001DEF001	要	不要
18	日本	イ	A	ABC	日本	E	米国	a	001	なし	081ABC001	不要	不要
19	日本	へ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	001DEF001	要	不要
20	日本	イ	D	DEF	米国	E	英国	a	001	なし	001DEF001	要	不要
21	米国	イ	E	EFG	英国	G	独国	a	001	なし	044EFG001	要	不要
22	日本	イ	F	FGH	日本	A	日本	a	001	なし	081FGH001	要	不要
23	日本	イ	F	FGH	日本	F	日本	a	001	なし	081FGH001	要	不要
24	日本	イ	F	ABC	日本	F	日本	a	001	なし	081ABC001	不要	不要

2 サイクル油の処方変更時のリードアクロス許容範囲

2 サイクル油を構成する基材は大別すると以下の4種類に分類される。

- ①ベースオイル …………… 主構成基材であり、鉱油や合成潤滑油（ポリイソブチレンを除く）、又はその混合物が主に用いられる。
- ②添加剤 …………… 2 サイクル油の潤滑性、清浄性等を向上させるために添加するものであり、清浄剤、分散剤、摩耗防止剤、極圧剤等が主に用いられる。
- ③ポリイソブチレン………… 排気煙、排気系閉塞性を向上させるために添加するものである。
(ポリブテン)
- ④希釈剤 …………… 燃焼性や燃料との混合性を向上させるために配合するものであり、石油の灯軽油留分が主に用いられる。

これらの基材は、いずれも2サイクル油の性能を左右するものであり、基材の変更や配合比率の変更を行った場合は油種が異なるものと見なされ、各種性能試験を改めて実施の上、別オイルコードを設定してオンファイルの届出をする必要がある。

ただし、以下に示す基準の範囲内の変更であれば同等品とみなし（リードアクロス）、届出の更新は免除されるが、清浄性及び排気煙については確認試験の実施を推奨する。

- ①ベースオイル …………… 同一のタイプで、物性が同等のベースオイルを同一配合比率で用いる場合。
- ②添加剤 …………… 原則としていかなる変更も認めない。ただし、着色剤や着香剤のみの変更については、オンファイルの更新は必要であるが、性能試験はリードアクロスできる。
- ③ポリイソブチレン………… 同一のタイプで、同一の分子量分布を有するものを同一配合比率で用いる場合。
(ポリブテン)
- ④希釈剤 …………… 同一のタイプで、物性が同等の希釈剤を同一配合比率で用いる場合。

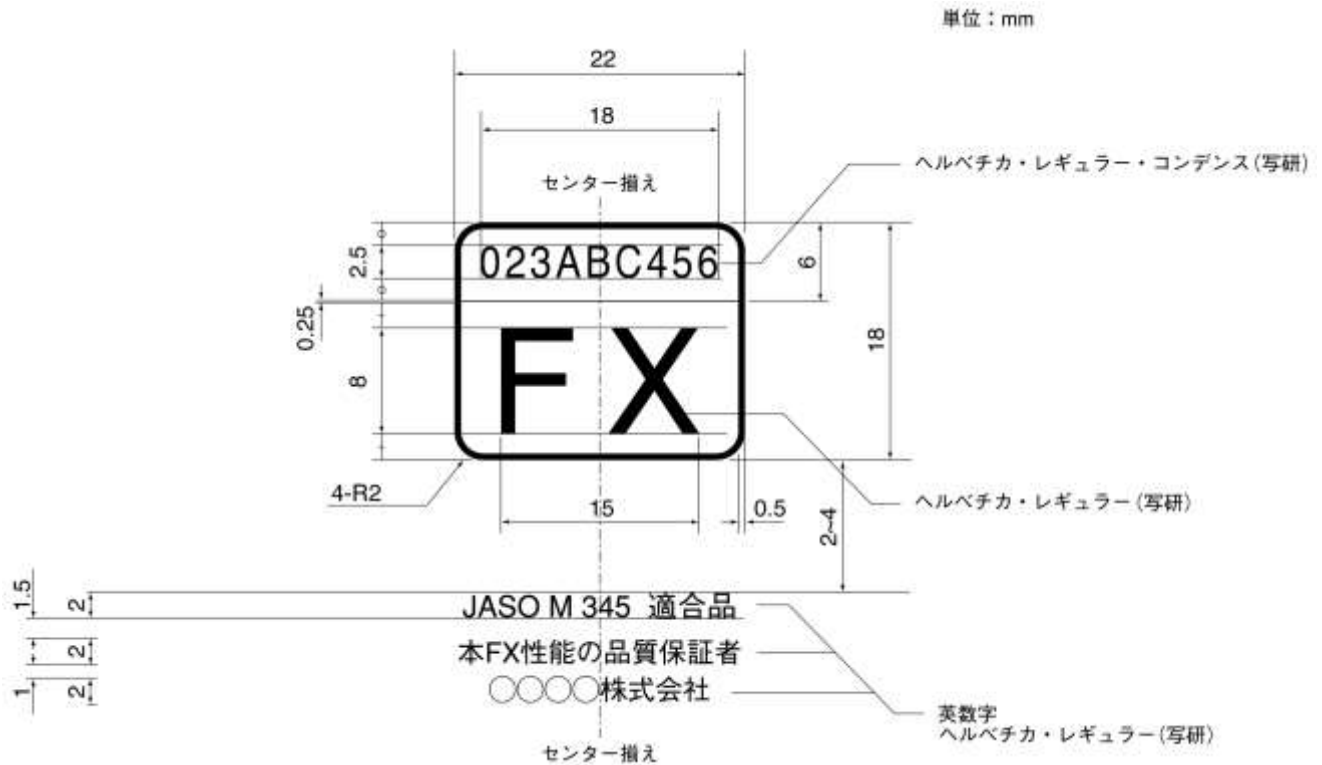
Appendix 5

オイルコード及び性能分類の表示書式

オンファイルされた製品の容器に、オイルコードと性能分類を表示する場合は、次の表示書式例に従うこと。

1. 表示書式例

1.1 寸法・字体



1.2 注記

- ① 図中の 023ABC456 部は、オイルコードを表し、字体はヘルベチカ・レギュラー・コンデンスを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。
- ② 図中の FX 部は、潤滑油の性能分類に応じて、FB、FC、FDのいずれかを表示し、字体はヘルベチカ・レギュラーを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。
- ③ 図下部の「JASO M 345 適合品」の英数字体はヘルベチカ・レギュラーを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて一行で記入すること。同じく、「本FX性能の品質保証者：○○○○株式会社」の英字体はヘルベチカ・レギュラーを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて二行または三行で記入すること。
- ④ 文字および枠線の色と、枠内の色とは、対照色を用いること。

2. 表示方法

- ① 表示書式例の図示寸法は、標準寸法を示す。容器の大きさに応じて、図示寸法以上の大きさを用いてもよいが、4倍までにすることが望ましい。ただし、最小寸法は標準寸法の0.8倍までとする。
- ② 容器への表示位置は、任意に決めることができる。

3. 表示例



図示寸法の1倍



図示寸法の1.5倍



図示寸法の2倍

A p p e n d i x 6

2 サイクル油試験機関一覧

試験機関名	住 所 TEL/FAX	連絡先	試験項目			
			潤滑性・ 初期トルク	清浄性	排気煙	排気系 閉塞性
出光興産（株）	〒100-8321 千代田区丸の内3-1-1 TEL:03-3213-3145 FAX:03-3211-5343	潤滑油二部 潤滑技術一課	×	○	○	○
（一社）潤滑油協会	〒273-0015 船橋市日の出2-16-1 TEL:047-433-5181 FAX:047-431-9579	技術センター	○	○	○	○
（株）エス・ブイ・シー東京	〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津4052-2 昭和シェル石油（株）中央研究所内 TEL:046-285-0583 FAX:046-285-4092	技術サービスセンター	○	○	○	○

A p p e n d i x 7

届出者届出書の社名変更手続きについて

社名の変更通知を申し込む場合には、通知に先立って、届出油1件ごとに40,000円の経費を下記の銀行口座に振り込むものとする。申し込み時には下記に示したように、その振り込み証明書、ならびに以下の書類を準備の上、申し込むこと。

振込み先：三井住友銀行 船橋支店
口座番号：普通 6359999
口座名義：一般社団法人 潤滑油協会
又は
振込み先：三菱UFJ銀行 船橋支店
口座番号：普通 1036018
口座名義：一般社団法人 潤滑油協会

通知に必要な書類

変更通知の振り込み証明書
A p p e n d i x 7 ; 社名変更通知書
オリジナルのオンファイル届出書
種類表示の代表例と製品ラベル全体の代表例(デザインでも可)

2サイクルガソリン機関潤滑油性能分類 (JASO M345) 社名変更通知書

JASOエンジン油規格普及促進協議会 殿

下記受付番号においてオンファイルされた2サイクルガソリン機関潤滑油について、規格利用マニュアル4. 10項にもとづく社名変更を通知致します。

オンファイル内容の変更を通知する2サイクルガソリン機関潤滑油

受付番号 : _____
貴社呼称、番号 : _____
商 品 名 : _____
(公開用英語名)
オイルコード : _____
性 能 分 類 : _____

届出年月日 : _____ 年 月 日
届出者(社) : _____ 社印
届出責任者名 : _____ 印
所属・役職 : _____
署 名 : _____

JASOエンジン油規格普及促進協議会記入欄	
受付責任者 :	印
受付年月日 :	年 月 日
受付番号 :	